

令和元年10月16日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
（うち温水式浴室換気乾燥暖房機1件、電動アシスト自転車1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 25件
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちスピーカー（充電式）1件、自転車12件、
電動アシスト自転車11件、スチームアイロン1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201800730を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車について

(管理番号：A201900585)

①事故事象について

ヤマハ発動機株式会社（法人番号：2080401016040）が販売した電動アシスト自転車で走行中、転倒し、負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(※)を搭載した電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなるおそれがあります。

(※)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について、無償点検及び改修を実施しています。

また、消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、ハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

※消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf	2004年10月 ～ 2015年1月	266,275
合	計		3,431,188

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施

改修率：0.3%（2019年9月19日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201900585）発生前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	18	重傷	2014年度	0	—
2018年度	1	重傷	2013年度	0	—
2017年度	2	重傷	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	0	—	2010年度	0	—

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック「一発二錠」の表示窓のラベルの色を御確認ください。

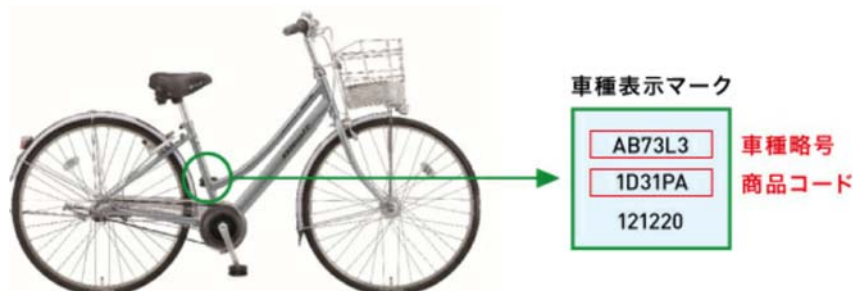
表示窓のラベルが「黒色ラベル」は対象製品となり、「白色ラベル」は対象外製品となります。



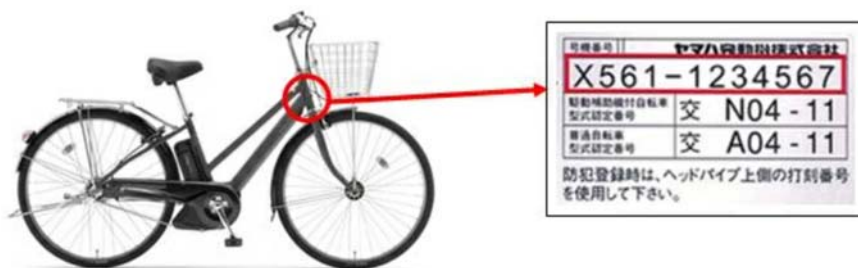
<車両情報の確認方法>

お問合せいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



○ヤマハ発動機ブランドの場合



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、ハンドルロックのケースが破損しているなど、異常が確認された場合は、直ちに使用を中止してください。なお、事業者は無償点検及び改修を実施していますので、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：9時～18時（毎日）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：9時～18時（毎日）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、大江

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800730	平成31年2月13日	平成31年2月21日	温水式浴室換気乾燥暖房機	RBH-C333K3SNP(東邦ガス株式会社 ブランド:型式 HBD-3304KCSK-J3P)	リンナイ株式会社(東邦ガス株式会社ブランド)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を溶融する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、送風モーターの外郭モールド樹脂に密着不良があったため、隙間から内部に水分が浸入して内部基板でトラッキング現象が発生し、出火に至ったものと推定される。	愛知県	平成31年2月26日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900585	平成29年6月30日	令和元年10月10日	電動アシスト自転車	PM26NL	ヤマハ発動機株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月2日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:0.3%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900580	令和元年8月27日	令和元年10月10日	スピーカー(充電式)	火災	当該製品を他社製のUSBケーブル及び充電器に接続して充電中、当該製品内部から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月30日
A201900581	平成25年4月5日	令和元年10月10日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、右側ハンドルグリップが外れ、転倒、右手首を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成25年4月19日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900582	平成25年7月28日	令和元年10月10日	自転車	重傷1名	子供(11歳)が当該製品で走行中、ブレーキを掛けたところ、前輪がロックし、転倒、両手首を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大分県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成25年8月2日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900583	平成23年7月25日	令和元年10月10日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、ハンドルが回り、転倒、負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年7月30日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900584	平成23年10月1日	令和元年10月10日	自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、前輪がロックし、転倒、頭部を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年10月25日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900586	平成23年1月28日	令和元年10月10日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、バランスを崩し、転倒、負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年8月 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900587	平成29年7月15日	令和元年10月10日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、左手首を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年8月7日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900588	平成20年2月20日	令和元年10月10日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、段差を降りたところ、フレームが破断し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年8月 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900589	平成29年4月	令和元年10月10日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ブレーキを掛けたところ、壁に衝突、転倒し、手指を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年6月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900590	平成24年1月21日	令和元年10月10日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前ブレーキが破損し、前輪に絡まり、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成24年11月5日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900591	平成27年9月28日	令和元年10月10日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、当該製品の前ハブ軸が破断し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	栃木県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年10月23日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900592	平成28年6月6日	令和元年10月10日	自転車	重傷1名	幼児(5歳)が当該製品に跨ろうとしたところ、バランスを崩し、転倒、手を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年6月29日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900593	平成27年10月15日	令和元年10月10日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルシステムが破断し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年12月11日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900594	平成28年1月10日	令和元年10月10日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ブレーキを掛けたところ、前ブレーキが破損し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年1月22日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900595	平成28年9月28日	令和元年10月10日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年10月18日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900596	令和元年10月4日	令和元年10月11日	スチームアイロン	火災	当該製品を溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	
A201900598	平成28年4月25日	令和元年10月11日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、左手首を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年8月18日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900599	平成28年4月16日	令和元年10月11日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、フレームが破断し、転倒、負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年5月10日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900600	平成27年9月27日	令和元年10月11日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、フレームが破断し、転倒、負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年1月20日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900601	平成22年4月24日	令和元年10月11日	自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山梨県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成22年5月31日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900602	平成28年5月13日	令和元年10月11日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で下り坂を走行中、ブレーキが効かず、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	山梨県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年6月2日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900603	平成28年8月5日	令和元年10月11日	自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、後ブレーキが効かず、前ブレーキを掛けたところ、前輪がロックし、転倒、足を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	三重県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年8月22日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900604	平成23年8月2日	令和元年10月11日	自転車	重傷1名	当該製品のスタンドを跳ね上げようとしたところ、当該製品とともに転倒し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年8月18日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900605	平成27年6月24日	令和元年10月11日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、左腕を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年7月22日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900606	平成29年6月3日	令和元年10月11日	自転車	重傷1名	当該製品を停車していたところ、転倒し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	高知県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年6月15日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし

温水式浴室換気乾燥暖房機（管理番号：A201800730）

